

### 県道に認定を

#### 前商店大久月瀬

村道第五号線のうち大久商店前より月瀬駅までの区間を県道に認定していただくよう県に運動をいたしました。が、漸く認定されるはこびとなりました。

認定区域は大久商店前より延長二五〇米、七米となります。

現在この区域内に民地が所在している訳ですが、先般関係者の募集を願ひ無償提供をお願いした次第です。

### 公職選挙法の改正と住民基本台帳の実態調査の実施

公職選挙法の一部が改正され七月二十日から施行されました。これまでの申告制を廃し、職権登録制になりました。被登録資格のある者(当該市町村の区域内に住する有し年令満二十才以上の日本国民で住民票が作成された日から引続き三ヶ月以上住民基本台帳に記録されている者)が自動的に登録されます。

その登録は、九月の定時登録と選挙が行なわれるとき行なう臨時登録であります。

なお、九月十日現在選挙人名簿登録者数は次のとおりとなっております。

男 一一九一名  
女 一三六三名  
計 二五五四名

### 国民健康保険税強調月間 みんなの健康 国保で安心

住民基本台帳は住民の居住関係を公証するもので、土地の売買や、運転免許を取るなどに使用されます。この度住民基本台帳に記載されていないと選挙人名簿に登録出来ないことになり、一層重要度を増しております。転入転居した場合十四日以内に届け出るよう法律で定められていますが、なかなか実行されていません。そのため住所があつて住民票がないとか、住民票があつても既に転出して住所のない人がいられます。実際に住んでる方と住民票を一致させるため、「十月一日」現在で実態調査を行ないます。近く役場係員がお伺い致しますから御協力下さるようお願いいたします。

### 譲渡所得の改正

譲渡所得について、従来は他の所得と総合して課税されていましたが、今年の改正により大巾な特別控除額が設けられ、他の所得と分離して課税されることになりました。ただし昭和四十四年中の譲渡所得に限り、従来通りの総合課税方式が新法による分離課税方式にいか納税者の有利の方式を選択することができず、一般の譲渡の場合、新法が有利となります。

譲渡所得の主な改正点

一 長期譲渡所得から控除する特別控除額

(イ) 収用対象事業のため土地などを譲渡した場合。一三〇〇万円

(ロ) 日本住宅公団などが行なう土地区画整理事業のために土地などを譲渡した場合。六〇〇万円

(ハ) 特定の民間住宅地造成事業のため譲渡した場合。三〇〇万円

### どなたも気軽に下さい

行政に対する苦情制度について、広く国民の理解と認識を深めるため、来る十月十二日から十八日まで一週間を「行政相談週間」と定めました。

この「行政相談週間」にあたり、国民、県民、村民である住民の皆様が福祉向上を願っている、次の機関が合同して、行政相談所を開設することになりました。

国、県、村を通じての各種行政全般についての苦情、意見、要望等がありましたら、気軽にお願いいたします。

現在自己の居住の用に使用している家屋やその敷地などを譲渡した場合。一〇〇〇万円

二 譲渡期間及び税率

昭和四十四～四十六年 一〇％

昭和四十七～四十八年 一五％

昭和四十九～五十年 二〇％

(注) 一 一定の期間の等々

譲渡所得 一〇〇万円 取得価額 〇万円 課税額 20万円

譲渡所得 一〇〇万円 取得価額 20万円 課税額 80万円

譲渡所得 一〇〇万円 取得価額 100万円 課税額 0万円

短期譲渡の場合の税率 四〇％

三 事業用資産を買換えた場合の課税の特例

現行の買換制度は、昭和四十四年十二月三十一日まで認められますが、昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間の事業用資産の買換の特例は現行の事業用資産の範囲より相当に縮小されます。

行政相談所開設

● 無料です。秘密は厳守します。

一、場所 月瀬村商工会

二、日時 十月十四日 午後一時～四時

三、主な行政とその相談機関

行政の区分	担当機関
民事(困りごと)等	民生委員
人権問題	人権擁護委員
農業問題	農業委員
村行政全般	月瀬村課長外
国県の行政全般	行政相談委員

### 役場の日記

- (主なもの)
- 7月15日 農業委員会委員選挙
- 16日 食品衛生協会総会
- 18日 教育委員会
- 19日 プール運営委員会
- 20日 公民館文化財視察
- 21日 経済生活委員会
- 22日 産業育成資金融資委員会
- 23日 保育園特別委員会
- 26日 臨時村議会
- 28日 保育園特別委員会
- 30日 選挙管理委員会
- 8月2日 臨時村議会
- 4日 水道運営委員会
- 7月9日
- 12日 戸籍調査実施 一七六名
- 13日 中川川水位上昇
- 19日 議会全員協議会
- 23日 敬老会開催
- 24日 村民出陣慰問大会
- 25日 農業委員会定例会
- 26日 総文衛生合同委員会
- 28日 出納例月検査
- 30日 県知事月瀬橋視察
- 9月2日 村議会連絡協議会
- 3日 出納例月検査
- 4日 村民運動会相談会
- 6日 三才児コンテスト
- 8日 郡町村職員体育大会
- 8日 村議会連絡協議会
- 10日 月瀬地区駐対策会議
- 13日 プール運営委員会
- 赤ちゃん、三才児入賞者表彰式

### 秋の全国交通安全運動はじまる

#### 10月6日～10月15日

この運動は、人命尊重の見地から、交通事故防止の徹底と故に歩行者の交通安全の故の絶滅を目標としてすべての歩行者、運転者、運転者の責任主、その他道路交通に關係ある者に交通徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけることを目的として十月六日より十五日までの十日間実施されます。

それで本村は子どもと老令者の交通安全の確保を重点として次のとおり運動をおしす

一、街頭活動の実施

二、通学、通園路において正しい歩行指導を実施し、又歩行者に黄色い羽根を配り交通安全運動の協力をお願いいたします。

三、広報車で村内を巡回

この運動を徹底するために広報車を通じて呼びかけます。

三、交通安全作文の表彰式

小、中学生より交通安全の作文を募集したうち優秀な作品に対して、表彰を行ないます。

いつまでも、お元気に 敬老会盛會裡に終る



恒例の敬老会が8月23日中学校で行なわれた。台風9号の接近で風雨が強く出席が危ぶまれたが、114人参加され、白根民謡協会の踊りに手拍子をして楽しい一日を送られた。

### 赤ちゃんまつり 三才児コンテスト 入賞者決まる

去る九月二、四日、コンテスト兼ねた赤ちゃん及び三才児検査が行なわれました。コンテストの入賞者は、審査の結果、次のとおり決定いたしました。

赤ちゃん	氏名	部落
世帯主	大橋 正	木滑
(金吉)	白倉篤志	東長島
(健治)	池田律子	釣寄
(サキ)	野口良子	月瀬

### 赤ちゃんまつり 三才児

赤ちゃん	氏名	部落
世帯主	小武内克美	大別当
(弥太郎)	小林昭文	木滑
(黄雄)	児玉聡子	上通
(三郎)	赤ちゃん	

なお、郡大会の入賞者は、次のとおりでした。

赤ちゃん 池田律子 釣寄 野口良子 月瀬

### 人権相談所 開設

10月30日午前十時午後三時まで月瀬村役場に人権相談所が開設されます。

日常生活で不安や悩みのある方は気軽に相談においで下さい。

電話自動 2710

役場の電 2711

### 防空従事者に特別支出金

この度、旧防空法により防空に従事し、重大な過失によることなく、このため死亡、負傷、または疾病にかかった旧防空法による警防団員に対し、次により特別支出金が支給されることになりました。該当する人は、役場総務課までお知らせ下さい。

(該当者)

一、旧防空従事者扶助令による扶助金の支給を受けなかった者又はその遺族。

(交付金額)

一、死亡警防団員一人につき七万円。

一、傷病警防団員一人につき五万円。

(申請期限)

一、昭和四十五年一月二十八日迄。

くわしいことについては係に御相談下さい。

### お腹の虫を退治しましょう

村では昭和三十九年、県の濃厚感染地区の指定を受け毎年寄生虫撲滅のため検便を実施して来ましたが、今年も十月二十三、二日保育園児、小中学校生、二三日保育園児に検便を実施いたします。寄生虫を駆除するには地域の全員が検便を行ない駆除することで初めて効果があります。

昨年一般住民の検査結果は、対

### 村内一斉寄生虫 検便の実施

象者三五六〇人、実施者九六九人 実施率三八％で四三人から寄生虫卵が出ております。これでは一斉検便、集団駆除をしても一六〇〇人も未実施者がいては効果は大変な少なくなります。

今年こそは一人残らず検便をして村内から寄生虫をなくし、『寄生虫感染濃厚地区』の汚名を返上しましょう。

### 婦人学級の歩みと 今後の予定

- 6月30日 学級生(40名) 開講式 村長、教育長、他 主婦の現状と健康管理 講師 巻保健所 藤山アサ (25名)
- 7月9日 婦人学級の意義とすすめ方 講師 県社教主事 高井タケ (78名)
- 7月14日 寝具について(とん作り実技) 講師 梶野進善支所々員
- 10月の予定
- 10月25日 学習内容 調理実習

### 社教 だより

教育委員会 公民館